

# 令和5（2023）年度産地連携構想公募要領

令和5（2023）年3月15日

栃木県農政部生産振興課

## 1 趣旨

土地利用型園芸をフル加速化させ、他県の露地野菜産地との産地間競争を勝ち抜いていくためには、生産力の向上と併せ、優位性のある安定した販路を確保することが必要です。

このため、産地連携構想を策定し、複数産地が結びつき、出荷期間の長期化や出荷数量の増加、一次加工等による新たなサプライチェーンの構築を目指す産地を支援し、販路拡大によるリスク分散を進めながら産地の販売力強化を図ります。

## 2 概要

### （1）応募主体

農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、認定農業者、実質化された人・農地プランに位置づけられた中心経営体、全国農業協同組合連合会栃木県本部のうち複数の者を構成員に含む協議会とします。

### （2）応募方法

産地連携構想（様式2）を策定し、様式1により農業振興事務所宛てに提出してください。

なお、公募期間は、令和5（2023）年3月15日（水）から3月24日（金）17:00までとします。

### 【提出先】

市 町	農業振興事務所	住 所
宇都宮市、上三川町	河内農業振興事務所	宇都宮市竹林町 1030-2
鹿沼市、日光市	上都賀農業振興事務所	鹿沼市今宮町 1664-1
真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	芳賀農業振興事務所	真岡市荒町 116-1
栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町	下都賀農業振興事務所	栃木市神田町 5-20
矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町	塩谷南那須農業振興事務所	矢板市鹿島町 20-22
大田原市、那須塩原市、那須町	那須農業振興事務所	大田原市本町 1-3-1
足利市、佐野市	安足農業振興事務所	佐野市堀米町 607

### (3) 審査

承認申請された産地連携構想について、提出された農業振興事務所において「3 産地連携構想の承認について」の各項目に照らして、全て該当しているか否かを判断します。全ての項目に該当していると判断した産地連携構想については、農業振興事務所と生産振興課による産地連携構想の内容の妥当性の協議を行い、承認の是非を判断します。

### (4) 承認結果の通知

農業振興事務所と生産振興課による産地連携構想の内容の妥当性の協議結果に基づき、産地連携構想が承認された応募主体に対してはその旨を、それ以外の応募主体に対しては承認されなかった旨をそれぞれ書面により通知するものとします。なお、審査の経過や審査結果に関する問合せには対応いたしかねます。

## 3 産地連携構想の承認について

農業振興事務所長は、産地連携構想が以下の全てを満たす場合に承認します。

- (1) 複数産地（2産地以上）が販売のため相互に生産物の調整を行う等の連携した取組であること。
- (2) 連携した産地が同一先に販売する取組であること。
- (3) 複数の販路を確保する取組であること。

## 4 産地連携構想のフォローアップ

承認を受けた産地連携構想の策定主体は、県に対し、産地連携構想の達成状況等に関して報告していただきます。

また、産地連携構想の策定主体は、その産地連携構想が変更される場合には、変更承認申請が必要な場合があります。